

情報提供

那医発第 594 号
令和 6 年 2 月 19 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

担当理事 長嶺 勝



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和 4 年介護サービス施設・事業所調査の概況」送付について」の通知が漏きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 1617 号 F
令和 6 年 2 月 13 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 涌波 淳子



「令和 4 年介護サービス施設・事業所調査の概況」送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

この度、厚生労働省において、標記調査の概況がとりまとめられたことを受けて、各都道府県医師会あて、資料の提供がございました。

本調査は、全国の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設を調査対象とし、介護サービスの提供体制、提供内容等の状況等を把握するために毎年行われているものです。

本調査資料につきましては、下記の厚生労働省ホームページにおいて公開されておりますので、介護保険制度運営等の参考としてご活用いただけますと幸いです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【令和 4 年介護サービス施設・事業所調査の概況（令和 6 年 1 月 12 日公表）】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/index.html>

● 「令和 4 年介護サービス施設・事業所調査の概況」送付について

（令和 6 年 2 月 1 日 日医発第 1948 号（介護））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城、崎原
TEL：098-888-0087/FAX：098-888-0089
shomu@okinawa.med.or.jp



5

日医発第1948号（介護）
令和6年1月31日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「令和4年介護サービス施設・事業所調査の概況」送付について

平素より介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和4年介護サービス施設・事業所調査の結果がまとまり、厚生労働省より当該資料を入手致しましたので、ご送付申し上げます。

本調査は、全国の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設を調査対象とし、介護サービスの提供体制、提供内容等の状況を把握するために毎年行われ、令和4年10月1日現在の状況について調査を実施しています。

なお、本資料につきましては、厚生労働省のホームページにおいて、下記のアドレスで公開されておりますので、あわせてお知らせいたします。介護保険制度運営等の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

記

○添付資料

・令和4年介護サービス施設・事業所調査の概況（令和6年1月12日公表）

※厚生労働省ホームページ・掲載アドレス

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>

以上

令和6年1月12日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室

室長 鎌田 真隆

室長補佐 岸 泰弘

介護統計第一・二係(内線 7567・7568)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3107

令和4年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	4頁
(2) 介護保険施設の定員	5頁
(3) 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所(院)者数、利用率	5頁
(4) 開設(経営)主体別施設・事業所の状況	6頁
2 従事者の状況	
職種別従事者数	7頁
用語の定義	8頁

令和4年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)については層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

調査の対象及び客体系数

	調査客体系数 ¹⁾	回収客体系数 ²⁾	集計客体系数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総 数	251 500	218 203	213 632	86.8
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 501	7 773	7 768	91.4
介護老人保健施設	4 283	3 955	3 948	92.3
介護医療院	731	681	680	93.2
介護療養型医療施設	316	281	268	89.9
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 583	1 404	1 373	88.7
介護予防訪問看護ステーション	14 872	13 199	12 927	88.8
介護予防通所リハビリテーション	8 427	7 792	7 543	92.5
介護予防短期入所生活介護	11 435	10 348	10 251	90.5
介護予防短期入所療養介護	4 912	4 499	4 460	91.6
介護予防特定施設入居者生活介護	5 287	4 646	4 633	87.9
介護予防福祉用具貸与	7 957	6 295	6 194	79.1
特定介護予防福祉用具販売	7 938	6 297	6 199	79.3
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 638	3 198	2 994	87.9
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 215	4 495	4 414	86.2
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 855	12 136	12 046	87.6
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	※ 2 815	2 681	2 681	91.3
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 13 145	10 340	9 887	78.7
訪問入浴介護	1 742	1 528	1 502	87.7
訪問看護ステーション	15 280	13 546	13 253	88.7
通所介護	※ 15 695	13 532	13 378	86.2
通所リハビリテーション	8 519	7 869	7 616	92.4
短期入所生活介護	11 989	10 838	10 738	90.4
短期入所療養介護	5 018	4 589	4 547	91.5
特定施設入居者生活介護	5 770	5 053	5 044	87.6
福祉用具貸与	8 116	6 358	6 249	78.3
特定福祉用具販売	7 966	6 300	6 202	79.1
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 306	1 099	1 061	84.2
夜間対応型訪問介護	247	203	190	82.2
地域密着型通所介護	19 925	16 866	16 555	84.6
認知症対応型通所介護	3 973	3 493	3 268	87.9
小規模多機能型居宅介護	5 686	4 906	4 819	86.3
認知症対応型共同生活介護	14 210	12 456	12 403	87.7
地域密着型特定施設入居者生活介護	366	323	321	88.3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	916	804	793	87.8
地域密着型介護老人福祉施設	2 510	2 321	2 316	92.5
居宅介護支援事業所	※ 7 326	6 093	5 111	83.2

注:1) 調査客体系数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

2) 回収客体系数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3) 集計客体系数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4) 回収率(%)=「回収客体系数」÷「調査客体系数」×100で算出している。

(3) 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者票

全国の介護保険施設の人所者を対象とし、全国の介護保険施設から抽出を行い、令和4年9月末の在所者の1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者の全数を調査客体とした。また、全国の訪問看護ステーションの利用者を対象とし、全国の訪問看護ステーションから抽出を行い、令和4年9月中の利用者の1/2を調査客体とした。

3 調査の時期

令和4年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

(3) 利用者票

要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）等

5 調査の方法及び系統

(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。

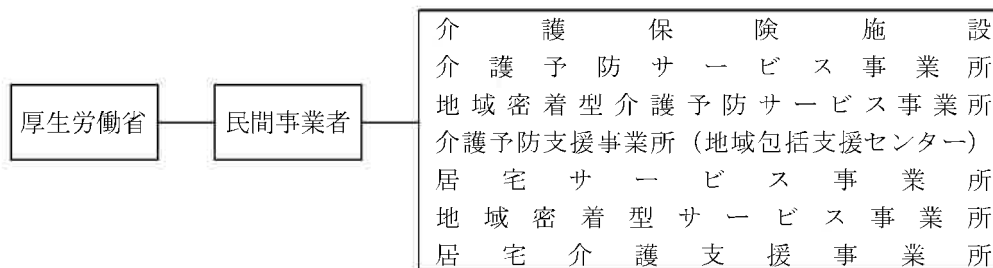


(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。

(3) 利用者票

利用者の状況について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送による調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数(率)の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

(5) 表1、表2以外の数値は推計値である。推計方法については、厚生労働省 IIP (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2b.html#link02>)に掲載している。

(6) 利用者票の調査結果については、令和6年3月までに政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載する予定である。

結果の概要

この結果は、令和4年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設・事業所の状況

(1) 施設・事業所数

介護保険施設の施設数をみると、介護老人福祉施設が8,494施設、介護老人保健施設が4,273施設、介護医療院が730施設、介護療養型医療施設が300施設となっている。

居宅サービス事業所の事業所数をみると、訪問介護が36,420事業所、訪問看護ステーションが14,829事業所、通所介護が24,569事業所となっている。

地域密着型サービス事業所の事業所数をみると、地域密着型通所介護が19,394事業所、認知症対応型共同生活介護が14,139事業所となっている。(表1)

表1 施設・事業所数(基本票)

	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 494	8 414	80	1.0
介護老人保健施設	4 273	4 279	△ 6	△ 0.1
介護医療院	730	617	113	18.3
介護療養型医療施設	300	421	△ 121	△ 28.7
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 547	1 483	64	4.3
介護予防訪問看護ステーション	14 445	13 221	1 224	9.3
介護予防通所リハビリテーション	8 148	8 225	△ 77	△ 0.9
介護予防短期入所生活介護	11 325	11 256	69	0.6
介護予防短期入所療養介護	4 867	4 966	△ 99	△ 2.0
介護予防特定施設入居者生活介護	5 273	5 174	99	1.9
介護予防福祉用具貸与	7 779	7 648	131	1.7
特定介護予防福祉用具販売	7 772	7 636	136	1.8
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 390	3 445	△ 55	△ 1.6
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 107	5 145	△ 38	△ 0.7
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 745	13 703	42	0.3
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 331	5 280	51	1.0
居宅サービス事業所				
訪問介護	36 420	35 612	808	2.3
訪問入浴介護	1 709	1 705	4	0.2
訪問看護ステーション	14 829	13 554	1 275	9.4
通所介護	24 569	24 428	141	0.6
通所リハビリテーション	8 234	8 308	△ 74	△ 0.9
短期入所生活介護	11 875	11 790	85	0.7
短期入所療養介護	4 969	5 068	△ 99	△ 2.0
特定施設入居者生活介護	5 760	5 610	150	2.7
福祉用具貸与	7 927	7 770	157	2.0
特定福祉用具販売	7 800	7 657	143	1.9
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 255	1 178	77	6.5
夜間対応型訪問介護	223	221	2	0.9
地域密着型通所介護	19 394	19 578	△ 184	△ 0.9
認知症対応型通所介護	3 701	3 753	△ 52	△ 1.4
小規模多機能型居宅介護	5 570	5 614	△ 44	△ 0.8
認知症対応型共同生活介護	14 139	14 085	54	0.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	361	365	△ 4	△ 1.1
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	901	817	84	10.3
地域密着型介護老人福祉施設	2 502	2 474	28	1.1
居宅介護支援事業所	38 538	39 047	△ 509	△ 1.3

注: 複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

(2) 介護保険施設の定員

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が592,754人、介護老人保健施設が370,739人、介護医療院が43,824人、介護療養型医療施設が8,986人となっている(表2)。

表2 介護保険施設の施設数、定員(基本票)

各年10月1日現在

	施設数				定員(人)			
	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	対前年		令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	対前年	
			増減数	増減率 (%)			増減数	増減率 (%)
介護老人福祉施設	8,494	8,414	80	1.0	592,754	586,061	6,693	1.1
介護老人保健施設	4,273	4,279	△ 6	△ 0.1	370,739	371,323	△ 584	△ 0.2
介護医療院	730	617	113	18.3	43,824	38,159	5,665	14.8
介護療養型医療施設 ¹⁾	300	421	△ 121	△ 28.7	8,986	13,533	△ 4,547	△ 33.6

注:1)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(3) 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所(院)者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が69.8人、介護老人保健施設が87.0人、介護医療院が60.3人、介護療養型医療施設が28.4人、1施設当たり在所(院)者数は、それぞれ66.1人、76.1人、55.3人、22.2人となっており、利用率は介護老人福祉施設及び介護医療院で9割を超えている(表3)。

表3 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所(院)者数、利用率(詳細票)

各年10月1日現在

	1施設当たり定員(人) ¹⁾		1施設当たり在所(院)者数(人)(9月末)		利用率(%) ²⁾ (9月末)	
	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)
介護老人福祉施設	69.8	69.6	66.1	66.5	94.7	95.5
介護老人保健施設	87.0	87.0	76.1	76.9	87.5	88.3
介護医療院	60.3	62.5	55.3	58.1	91.8	92.9
介護療養型医療施設 ³⁾	28.4	32.5	22.2	27.0	78.2	83.2

注:1)詳細票における施設数及び定員から算出しており、基本票における施設数及び定員から算出した数値とは一致しない場合がある。

2)「利用率」は、定員に対する在所(院)者数の割合である。

3)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(4) 開設（経営）主体別施設・事業所の状況

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が 95.4%と最も多く、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設では「医療法人」が 75.4%、89.2%、78.9%とそれぞれ最も多くなっている（表4）。

介護サービス事業所の種類ごとに開設（経営）主体別事業所数の構成割合をみると、多くのサービスで「営利法人（会社）」が最も多くなっているが、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が最も多く、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護では「医療法人」が最も多くなっている（表5）。

表4 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

(単位：%) 令和4年10月1日現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉協議会	社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	医療法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.5	2.5	1.1	0.1	0.3	95.4	・	-	0.0	・
介護老人保健施設	100.0	-	3.0	0.5	1.6	0.0	15.9	75.4	2.7	0.8	0.0
介護医療院	100.0	0.2	2.1	0.1	1.3	-	1.2	89.2	3.3	0.9	1.8
介護療養型医療施設	100.0	-	10.3	0.4	1.5	-	0.4	78.9	1.5	0.7	6.3

表5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

(単位：%) 令和4年10月1日現在

	総数	地方公共団体	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人(会社)	特定営利活動法人(NPO)	その他
居宅サービス事業所										
(訪問系)										
訪問介護	100.0	0.3	...	15.4	5.2	1.5	1.8	70.7	4.8	0.4
訪問入浴介護	100.0	0.1	...	22.4	1.8	0.4	0.6	74.4	0.3	-
訪問看護ステーション	100.0	1.5	1.4	5.4	20.8	6.1	1.3	61.5	1.3	0.5
(通所系)										
通所介護	100.0	0.3	...	34.9	7.5	0.5	1.2	54.0	1.5	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.6	1.2	8.4	78.7	2.6	...	0.0	...	6.6
介護老人保健施設	100.0	2.8	1.8	16.9	74.8	2.9	...	-	...	0.8
介護医療院	100.0	6.9	1.4	1.3	83.4	5.6	...	-	...	1.4
医療施設	100.0	2.3	0.7	1.5	81.9	2.2	...	0.1	...	11.3
(その他)										
短期入所生活介護	100.0	1.3	...	85.0	2.7	0.1	0.3	10.1	0.4	0.1
短期入所療養介護	100.0	3.2	1.6	13.9	77.1	2.9	...	-	...	1.3
介護老人保健施設	100.0	2.9	1.7	16.3	75.3	2.9	...	-	...	0.9
介護医療院	100.0	2.9	2.3	0.3	89.3	3.4	...	-	...	1.8
医療施設	100.0	6.0	0.5	1.8	84.2	1.9	...	-	...	5.6
特定施設入居者生活介護	100.0	0.5	...	21.8	6.7	0.6	0.3	69.1	0.5	0.5
福祉用具貸与	100.0	0.0	...	1.9	1.3	0.6	0.9	94.6	0.5	0.2
特定福祉用具販売	100.0	-	...	1.6	1.1	0.7	0.9	95.2	0.4	0.2
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	...	26.7	16.3	1.7	3.5	50.5	0.9	0.3
夜間対応型訪問介護	100.0	0.5	...	40.7	6.2	1.1	3.8	46.7	1.0	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	...	11.9	3.6	1.0	0.9	76.4	5.5	0.4
認知症対応型通所介護	100.0	0.2	...	41.2	11.6	0.9	1.3	38.8	5.6	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	...	32.8	11.3	0.7	2.3	47.4	5.1	0.2
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	24.9	15.5	0.5	0.6	54.4	3.9	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	33.3	16.1	0.9	0.3	47.5	1.5	0.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	100.0	0.1	...	19.6	21.8	4.2	3.2	47.8	3.2	0.1
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	0.8	...	99.2	・	-	・	・	・	-
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	21.1	...	56.4	15.2	3.2	1.0	2.4	0.4	0.3
居宅介護支援事業所	100.0	0.6	...	24.9	15.6	2.5	1.8	51.2	2.8	0.6

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。調査した開設（経営）主体以外は「…」とし、「その他」に計上している。

1) 「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

2 従事者の状況

介護保険施設の種類ごとに職種別従事者数をみると、介護老人福祉施設の介護職員は 298,906 人、介護老人保健施設の介護職員は 126,256 人となっている。

介護サービス事業所の種類ごとに職種別従事者数をみると、訪問介護の訪問介護員は 509,441 人、通所介護の介護職員は 223,462 人となっている。(表 6)

表 6 職種別にみた従事者数(詳細票)

(単位：人) 令和 4 年 10 月 1 日現在

	介護保険施設				訪問系			通所系					その他		
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護(医療院)	介護療養型医療施設 ¹⁾	訪問介護	訪問看護	訪問看護ステーション	通所介護	地域密着型通所介護	通所介護(特設)			短期入所生活介護 ²⁾	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護
										介護老人保健施設	介護医療院	医療施設			
総数	493 318	271 861	36 226	10 729	544 875	24 444	160 707	483 449	234 040	67 724	831	58 062	375 299	195 942	252 384
医師	13 265	8 482	1 577	1 982	336	137	5 479	102	7 045	13 332
看護師 ³⁾	28 234	30 119	6 989	2 066	...	6 250	101 139	38 400	17 010	4 342	71	4 587	20 798	16 619	*5 671
准看護師	15 982	18 026	1 367	1 449	...	3 373	8 952	24 510	10 005	2 490	35	2 008	12 939	6 989	*3 300
機能訓練指導員	12 651	65 671	36 901	13 382	7 310	...
看護師(再掲)	3 624	27 248	14 848	4 566	2 591	...
准看護師(再掲)	2 821	16 889	9 002	3 706	1 335	...
英語整備師(再掲)	1 068	5 269	5 114	906	689	...
あん摩マッサージ指圧師(再掲)	637	1 768	1 897	514	328	...
はり師・きゅう師(再掲)	115	626	809	69	60	...
理学療法士	*2 635	14 615	1 832	624	23 650	*9 017	*3 543	11 328	148	13 756	*2 216	*1 532	...
作業療法士	*1 415	9 192	969	222	10 160	*4 178	*1 423	6 373	66	4 200	*1 177	*635	...
言語聴覚士	*335	2 622	507	89	2 999	*676	*264	1 689	18	1 235	*228	*139	...
介護支援専門員	14 283	8 548	1 258	382	8 530	...	*15 948
計画作成担当者	7 229	23 776
生活相談員・支援相談員	13 988	10 972	60 612	41 013	15 306	8 626	...
社会福祉士(再掲)	3 885	3 535	4 872	2 728	3 082	984	...
介護職員(訪問介護員)	298 906	126 256	13 020	2 962	509 441	13 453	...	223 462	100 077	32 728	346	23 910	218 705	120 358	208 752
介護福祉士(再掲)	182 808	83 962	7 654	1 317	239 496	5 057	...	100 517	38 427	21 081	213	13 159	132 470	59 034	97 702
実務者研修修了者(再掲)	34 385	970
旧介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	6 274	49
旧ホームヘルパー1級研修課程修了者(再掲)	13 447	124
初任者研修修了者(再掲)	208 315	2 622
介護援助従事者研修修了者(再掲)	971
障害者生活支援員	84
管理栄養士	10 631	6 111	1 042	323	2 602	517	2 645	29	990	8 927
栄養士	2 303	1 026	213	84	1 301	324	394	11	151	3 022
歯科衛生士	816	694	116	39	649	307	257	4	179
調理員	24 582	9 004	20 333	7 881	23 400
その他の職員	48 235	22 449	35 434	1 368	13 806	45 572	19 867	36 957	28 809	19 856

注：従事者数は実人員数である。
 従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。
 介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。
 介護予防のみ行っている事業所、従事者数不詳の事業所は含まない。
 事業所については、一部のサービスの抜粋である。
 介護保険施設の職種については抜粋である。
 「※」は機能訓練指導員の再掲である。
 「*」は介護職員の再掲である。
 「**」は計画作成担当者の再掲である。
 1)「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 2)「短期入所生活介護」は、空床利用型の従事者を含まない。
 3)「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

用語の定義

1 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(4) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

2 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 訪問介護

居家で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護（ステーション）、訪問看護（ステーション）

居家で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

3 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(9) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

4 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

5 居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

6 開設・経営主体

(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法施行前の有限会社を含む）

(8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人